



門一保3
番2521
卷

官職浮説或問目錄

黄櫨染麴塵別色の事

坊官除目の事

著靴舄紫宸殿事

大中納言正官權官此事

參議子加相當不審の事

國司國造各別の事

文位勲位の事

四位の人在四品と云ふ不審の事

無品親王令著黄衣不審の事



官職浮説或問

黄檀染麴塵別色の事

或問飾抄に云く紫束抄麴塵天子常子着御黄护染と称す
 みくし又一説麴塵黄护染ハ別色とて麴塵青色も一物
 二名のありあり何れをのりてよとすや答曰凡黄护染
 天皇の衣服にて御在位の外着御の例あり其染式延喜
 雜殿寮の式に見えし又麴塵其名傳へてあり周礼々記
 等に見たり蓋雜殿寮式に青白椽とあり是あり
 又青色とも或山鳩色とも稱して一物多名のものあり是
 天皇之製の服御りて上皇も着御皇太子親王以下王
 臣も着例不違毛攀とあり禮は麴塵を黄檀染と稱する
 とのは飾抄のあはれとて何れも何れも其意謂あり人哉

坊官除目事

或難曰一物多名
 記に云く可笑是
 多推註疏序一物
 多名繫方俗之
 語見たり

官職浮説或問
 黄檀染麴塵別色の事
 或問飾抄に云く紫束抄麴塵天子常子着御黄护染と称す
 みくし又一説麴塵黄护染ハ別色とて麴塵青色も一物
 二名のありあり何れをのりてよとすや答曰凡黄护染
 天皇の衣服にて御在位の外着御の例あり其染式延喜
 雜殿寮の式に見えし又麴塵其名傳へてあり周礼々記
 等に見たり蓋雜殿寮式に青白椽とあり是あり
 又青色とも或山鳩色とも稱して一物多名のものあり是
 天皇之製の服御りて上皇も着御皇太子親王以下王
 臣も着例不違毛攀とあり禮は麴塵を黄檀染と稱する
 とのは飾抄のあはれとて何れも何れも其意謂あり人哉

中石記嘉永二年十月十日
外可有坊官除目左大納言藏人
粹頭隆召紙筆人柳啓
統紙持券下給申文百仕之召

或問立太子之節會を行はる時東宮傳学士及春宮大夫亮
進屬以下監署帶刀等を定給也坊官除目と申候哉
答曰立坊の節會の御時除目を行はる宮司除目と申之り不
見入たり 立坊の節會の時 宮司を定給る事同 其坊官除目とは御讓位受禪之比新帝
立坊の御時の傳学士及大夫以下帶刀等不至す舊習を
す也他官おろし 除目の事 官職秘抄 左右内
曰兼近衛大将歷坊官並一世源氏二世孫王執柄大臣子息后
宮父當今外舅 大納言 曰中納言中位階上賜近衛大将同中將
當今外舅歷坊官輩任之云又 中納言 曰有五道 略 此外歷坊
官參議又任之又 左右衛門大 曰上略或前坊屬任之又 左右衛門大 曰上略前
坊帶刀長木鳥任之又 左右衛門大 曰諸官侍長先坊帶刀任之云
又 左右馬大 曰上略先坊帶刀任之云是皆舊習をけりめをむる也
殊 西宮記 注第内所見讓位固閑坊官除目と見入り云曰

藏人頭為房 左大納言
為房參入召帶刀旁
帳入柳啓持券除目
畢云義持是此除目
鳥羽院御宇也嘉永
二年七月十九日
十月廿日坊官除目
十月朔日即位

藏人頭著靴召撰政御消息有所勞不罷著陣人人北方殿下
横座公卿著 大臣又 撰政召大辨大辨微音称唯著座と見入り
立太子の間を撰政職を 云 是は正しく受禪の後坊官
除目と申聞へり此儀も人多あやまらる事と義理ぬ
著靴昇紫宸殿之事

或問節會の時諸御著靴昇紫宸殿給へは是いふ
於大極殿被行節會之例也所謂大極殿敷瓦ふら
ゆる靴を用られ 後世大極殿絶て於紫宸殿節會を
行ふ 依古例著靴殿小昇る事と申侍り 如何
答曰國史之所見上古より於紫宸殿節會を行ふ常例あり
若大極殿 不 節會をねてふれん各列の例と申ふ
志くはふんそ大極殿の例を紫宸殿不行すん哉凡靴の禮の
履ふるは是為礼あり靴木字作鞞所以華足从革華是

本州綱目曰... 又麻鞋註中云履者... 禮也飾足為礼ナリ... 史記卷五十五蕭相國世家云今蕭何第一賜帶劍履正殿入朝不趨是上古例

又永和三年六月戊戌朔戊午天皇御紫宸殿賜侍臣酒且令圍碁天皇依炎契脫御靴敕侍臣同又脫之續日本後記に見へり又志ある敷尾の例ありと云ふは妄説中て礼の履あり故に被用之と見たり

大中納言正官權官の事

或問古記の取見大中納言正官權官此差別あり其權官より正官小轉ヤリ云これいつく任大臣の第會ある時方宣命不同く載らぬと云々 正大中納言と載らざるは權大中納言也但近代任大臣の節會絶て無キ故に皆權大中納言あるより承アリ此通候哉答云公卿補任の取見いつく無任大臣時任正大中納言事あり或任大臣の日正大中納言權大中納言參議とも同宣命載る任り事あり是例也蓋其宣命のつる人も

見北元月廿日從二位藤原顯光公任左大臣之且正三位藤原實家任納言而不戴被官命且皆戴宣命

ありそのめりる人も別意あるやり小見へり假令永久三年四月廿八日從一位源雅實公右大臣に任り正三位藤原の忠通公内大臣に任り宣命正二位藤原實家卿大納言に任り正三位藤原仲実卿權大納言に任り正二位藤原能実卿中納言に任り正三位源重實卿權中納言に任り其日正三位源顯通卿中納言に任り正四位下藤原通季同実術等參議に任り此三人多宣命に載りあるに見へり又藤原實家任大臣篇に曰當日仰宣命皆大臣奏宣命仰後可行又台記任大臣第會宣命文曰皆載此宣命被行云々又親王諸王諸臣百官又等天下公民衆聞食止宣大臣乃宣者左大臣藤原賴長朝臣乃可任奈利而右大臣藤原實家行朝臣教代歷仕

朱点以様史抄改之

朝乃重臣國乃元老止奈利推讓義厚又摛謙心除臣官尔
上給比治賜布又位次毛不可誤依天從一位增志給布
内大臣正二位源雅定朝臣可奉仕支次依天右大臣乃官仁
任賜布正二位行大納言藤原實能朝臣朕我儲宮乃間尔
大夫乃旁毛有利公務乎曰夜止不云勤勞奉仕依天内大臣乃
官尔任賜布又宣布繼之尔可奉仕支次第止志正二位權大納言
藤原伊通朝臣乎大納言乃官尔正二位行中納言藤原公能朝臣
朝臣乎權大納言乃官尔正二位行權中納言藤原公能朝臣
乎中納言乃官尔任賜布敕御命乎衆聞食止宣久安六年
八月廿一日内辨藤大納言宗輔卿
作者文章轉士藤原永範朝臣宣命の文かくのし此外
宣命草といへる書小正權大中納言参議等皆載られし
文多し志あれい宣命載い志さる小よつて正官權官の差別
ありとも誤り誤りい宣命入り公卿補任の取見光明院乃

曆應三年小正中大納言中納言各正官又權官九人其後後光嚴
院文和比あり一向正官なく皆權官のやみんしり其正
官なき所以任大臣比節會の内辨權大納言内辨の例あり正大納言是をつとめ
らる例あり後世節會の事絶て式正さる故正官の
儀不及さるもの也今又消息宣下の例も侍さ小世あり是
非なき事さるし終はある無念の儀あり

参議加相當不審の事

或問據職原鈔参議相當正四位下と見へたり然るに位署の
時位階の高下さるれ以参議一の上さる次りの何そや
答曰所謂参議大寶二年五月大伴宿称安磨栗田
朝臣真人高向朝臣曆下毛野朝臣古磨小野朝臣毛野
詔曰件等入宣参議朝政と見へり既此以敕語官
名さる今の参議はて始る然るも其正官さありさる

撰訓兼ナリ

令義解撰者連署本
後位下守大夫兼行
下野守臣勝原朝臣當嗣
參議從三位行刑部卿
信濃守臣南淵朝臣弘
負

々も急不いりり相當を定給り故位署の式參議位階
對して守行の字を用ひは撰官ありとも兼の字を用ひ
且位階の高下より一の之を考之の古今例なり
かくのよりの官を捧物といふ志あるを鏤板の職原抄ありて
相當正四位とのするもの後又安のありし國史格式
及拾遺抄舊本書寫職原鈔より相當を定り此を
字を用ひ獨接官ある時兼の字を用ひさるや應永
三十三年三月廿七日除目の時九條宰相清房より入
參議從三位兼行近江權守姓名を考より是以參議
對して兼の字を用ひ奉太不可然のより 謹戒記不
見へ字を

國司國造各別之事

推莫皇十六年憲法
十七條中曰國司國
造勿飲百姓云々

延曆十七年三月廿七日
大教管符在仕出雲國
意守郡大領事
右被大領言權三位神主
重傳奉勅昔者國造
郡領職員有別各其
任不敢違越慶雲三年
已來令國造郡領
寄言神事勤度公

或問職原鈔曰成務天皇六年始分國境國造乃國司乃名
なり後改云守ト志 益據選叙令曰大領外
從八位上少領外從八位下叙之其大領少領才用同先取國
造ト見へり所謂大領少領を是郡司の事也若職原抄の
り國造乃國司の名ありは何ぞ國造を大領少領ト入
此儀いつきををりてあやむとすや 答曰今條國司國造
各別あるもの最より 日本紀曰孝德天皇大化
元年八月丙申朔庚子拜東國等國司仍詔國司等
曰上略 大國司等有國不得判罪不得取他貨賂令致民
於貧苦上京之時不得多從百姓於已唯得使從國造
郡領云々同二年正月甲子朔上略 凡郡以四十里為大郡
三十里以下四里以上為中郡三里為小郡其郡司並取國造
性識清廉堪時務者為大領少領強幹聽敏工書以下

務三、自今以後官改
白例、国造、郡領、九職
任之、見類聚
三代格

者、為主政、主帳と見へり、戸令小あつて、國造を里長と
いふ類也、志ふれば、職原鈔の説あり、ありん後世
出雲の國造紀州、目前の國造り、紀も彼職原鈔に
よりて過分の行跡あり、あや人多、此事を志し、さう念無
事ふり、

● 文位、勳位の事

或問、官位令所見、自正一位至少初位下列之、其正三位
從三位の間、勳一等、從三位、正四位上の間、勳二等、正四位下
從四位上の間、勳三等、從四位下、正五位上の間、勳四等
正五位下、從五位上の間、勳五等、從五位下、正六位上の間、
勳六等、正六位下、從六位上の間、勳七等、從六位下、正七
位上の間、勳九等、從七位下、正八位上の間、勳十等、正八位下
從八位上の間、勳十一等、從八位下、大初位上の間、勳十二等を配す

亦時、假令正三位以上、叙す。人必勳一等を給ひ、從三位
叙す。人を勳二等を給ふ。配列如此候哉。又文位勳位のわあも
いづ答曰、志ふれば、文位毎に必勳位を給ふといふ可なり、
官位令より、若勳位を給ふ人、文位の中不行立せり、配列
あり。或は文位勳位ともある人あり。或は勳位のみ文位有
或は文位のみ勳位もあり。或は文位尊く勳位卑き人あり
文位卑く勳位高き人有。假令六位の人、勳一等を給ふ、六位
の袍を著し、正三位の下、從三位の上、行立する也。余亦進之
若文位のみ勳位、黄袍を著し、若勳位の次第、小列せり、衣
服令小よる、勳位の當色あり、只無位の黄袍とみる、これより
延喜式部省式曰、凡勳位朝参、服、文位服、列當位次、若無
文位、著黄袍と見えり、蓋官位令、義解あり、又文位と
ある、勳位を文位と一字のあやまり、りて人之通し、可なり

神皇正統記、後四
勳位あり、とて官位より
す、む事あり、さだめ
官位の外、勳位とし
之、名を立て、一等
正二等あり、無位の
人あれ、勳位なく、
一等小あつて、正三位の下
從三位の上、つら、
又本位あり、人、是、他、
い、さ、も、有、り、

いなり 其文位と文官としふ有る 勲位ハ又行軍の功
あるもの勲等を給ふ武官としふ有る 委軍防令
見えり 和銅六年秋七月丙寅詔曰授以勲級本據有功
不復失何以勸特之 今討隼賊將軍并士卒等戰陣有
功者一千二百八十余入並宜隨勞授勲焉續日本紀子見
り又神位ハ文位勲位とも給ふ有勲位子見 文位の神丹
あり志れハ正一位必勲一等としふ有る 正一位勲八等
の神とあり 承平の國史不見し

四位人

或問四位の人を四品とし時を品とし位としひとも
同一事ハ候哉 答曰位としひと品としひとは已小
本邦の礼あり 國史あり 天武天皇十四年
正月更爵位之号を改めし時明・淳・正直・勤務・追進

八

八字をりて位階の尊卑をつらり 其明位ハ親王の
品階あり 其正位以下ハ諸臣の位階ト定給ひぬ又文武
天皇大寶元年三月改之位階ハ号を制し 時親王明冠
四階諸王淨階十四階諸臣正冠六階直冠上八階勤冠四階務冠
四階進冠四階進冠四階合三十階を諸臣の位ト定め 其後
於今條諸王諸臣共正從上下の四字を以其階級を定め 又服制
親王四品以上及諸臣一位深紫二三位淺紫四位深緋五位淺
緋之 又官位令義解之品位也親王を称品別諸王也是諸王より
以下ハ位と称する 故也又選叙令云凡陰皇親者親王子位四
位下之 義解謂親王下 不限有品無品皆是也凡一部令内称親
王不註品階者皆依此制之 儀制令云凡在路相遇者三位以下
過親王皆下馬義解云称親王者有品無品並同若無品
親王遇者品親王者不可下馬何者上條致敬礼止曰諸王以下

不及親王此條又有品無品無別故也來葬令之凡職百官薨卒
賜物正從一位絶_ス三十匹布一百二十端鐵十連正從二位絶二十
五匹布一百端鐵八連正從三位絶二十二匹布八十八端鐵六連
中略親王及左右大臣准一位無品皆准職事一位云云云々は
品と位とわらあり何ぞ四位の人を四品と称せんや蓋唐朝
の礼親王諸臣の口のちかく皆品と称すと見へり若
四位の人を四品と称すは異朝の例よりあつむ

無品親王令着黃袍不審の事

或問無品親王黃袍を著し給ふ事西宮記云黃衣無品親
王綾源氏及良家子孫弱冠者着之公卿子孫候殿上無官時
用黃衣或記云行成記云新冠兩親王_{數儀}者黃衣_{其淺黃色也}
台記云久安六年十月廿三日新大内言傳法皇詔云重仁親王
元服夜袍色如何其意趣耳載奏聞者報狀云無品

親王黃衣之由見西宮抄_{臨時}又續殿寮式在所見_{淺黃即薄黃}

可用薄黃色者十一月廿一日_卯傳聞今日重仁親王加元服

被用黃袍如余所奏云世俗淺深秘鈔云無品親王袍色

薄黃与淺黃色是先賢異儀區々也或又紫云借案此事

猶可為薄黃但聊可有青氣行成卿記猶註黃色之由然件

記猶執淺黃之輩中古多之然而為黃色也撰錄家筆記云多註

淺黃之由云如太政式者可為紫由註之端註無品親王更又親王

著紫云所謂此親王四品以上親王也或書云說者云親王者四品以

上也無品者有別式云以此文案之彈正式者親王四品以上事也

雖載無品不註袍色是彈正式為紵斷從政者有違失式也

然間無品親王者不出公事仍親王四品以上註也所註彈正

式文如斯凡無品親王諸王内親王女王等衣服色親王著紫

以下孫王准五位諸王准六位_{其服色者用綠}就此文存紫由輩非無

統日本紀白養老四年
五月辛酉制皇親
服制者以王孫准
五位疎親准六位

其謂然而以令文案之曰猶可為紫者有相違者也衣服令云
親王諸王諸臣の一位以上深紫衣三位以上淺紫衣云々
何雖親王無位人可著紫哉就中無位衣黃云々註無位取
註曰唐人服制然者親王同在此中之條勿論歟見へり
又同色云々此外飾鈔以下著例をあをられし諸記多し是又皆
品と位とわたりしるや見へり如何答云令格式ホの所見
無品親王黃袍を著し其の文を志し其又衣服令無位
黃袍とあをりしるは是文位ホ勲位の人文位の中
行立のつめありしるや見へり何そ是を
無品親王黃袍の證と云ふ
按無品親王ハ仕
官ハありし故ホ于特制服ハ且令條云々
親王諸臣其差別ありて必し品と位と一致あり
委上の或問ハ云々但於延喜彈正式曰凡無品親王

諸王内親王等の衣服の色親王著紫以下孫王准五位
諸王准六位其服色と見へり以下孫王ハ二世の無位
あり只諸王とハ三世以下の無位と聞へり然て無品親王
亦必紫の袍を著し其ハ唐紀歟恐らくハ西宮記無品と
しと無位としを不論してて黄袍と云ふ
むるもの推量附會の御説ハ其ハ其より以降
世々の家記皆あやまりを傳へし歟就中世俗淺深
秘抄の御説延喜彈正式をあて論し其ハ親王著
紫とし上ホふし無品の字あり故ホ此親王四品以上
の事ありとのあひぬ若是四品以上の親王ハ其ハ無品親王の
下ホありし恐らく此一事ハ其ハ覺束ホ御説此
やハ小記同し其ハ已ホ上無品親王とある時ハ豈無品の
字かさし其ホ事なりかきせりんや又一條禪問乃

今抄黄袍御説も亦、不落着のや、子見、然りも
後世此儀絶て四品以上無品も皆おろ、袍を着るむ
ものも自然と宣、さかふ、抑黄衣盥觴指統
天皇七年春正月辛卯朔壬辰是日詔、令天下百姓
服黄色衣、如皂衣、又元明天皇和銅五年閏十二月
辛巳制無位の朝服自今以後着、補黄袍、云國史の
所見、云の、云此外無品親王黄袍の格制未
勤、云所、云は、云猶紫、云む、云蓋、云顧
西官記別、云所、云あり、云や、云後、云の、云君子、云を、云の、

官職浮説或問目録

饗唐草輪無事

奠袋事

小巾の事と云老懸の事

布袴の事

半臂の事

衣服令制用禮服於太掌會事

称警蹕の事

弘安礼節題号の事附職原鈔題号の事

天皇謚号又称院号の事

御德号を、云と、云所号を、云と、云後の、云字を、云事

或御家秘説輪有響
唐草の唐草ト云ヒ
三條家輪違ヨ更
輪ト名有タリ輪
無響唐草別ニ有
ナリ人ミラステテ古
圖ヨ 玉ハリニ取可也

官職浮説或問

響唐草輪無事

或問袍の文ふらふあり其中響唐草と云ふを輪
無と云ふあり其輪ありと云ふを見ざる小輪ありと云ふを
輪ありと名付るもの如何文響唐草と云何れの草にて
候や答曰響と云草と云ふは塵思抄曰其駒の
駒と云我小わきくさか草ハと云あり人響と云草ハ
と云かんやと云是あり又輪ありと云飾鈔よりと云
輪あり輪ありのニありと云是響唐草と云て響唐
草の輪有輪ありのやう不見と云然るを輪ありのやうを
響唐草と云い輪あるかを輪ありと云取ちくは昔
あやかやりの事多かりと云或古老の申され

魚袋の事

或問魚袋金魚袋銀魚袋のかきあり又魚袋の夜の
公事不用之是不眠の呪呪者ぬるとりこれ
魚を眠らぬとありてありと承也此通候や答云
大成妄説也異邦の制三代より以尊為之謂箕袋魏弗
之為龜謂之龜袋唐高祖隨身給魚三品望其飾金玉品
以上其飾銀故名魚袋書官位姓名於其魚上左一右一割
之以袋盛而禁門出入合之其左符進内右符隨身故謂
之隨身符又各隨身魚也詳大學衍義補不見之朝
又上古隨身符あり公式令曰凡親王及大納言以上並中務
少輔五衛府以上並給隨身符左一右一右符隨身左符
進内其隨身者仍以袋盛云云令條二割之者據官衛符契者
符書也書兩札割其側合以為信者是
元禁門出入の契符かれハ晝夜小かきる魚袋の節

會ハ晝行ひ給ひハハハ猶まをを用ゐらる然れば
夜の為小用也ハハハの事あやきる歟抑今の魚袋の
盤觴と嵯峨帝御せより始りあや粗三代実禄見ると
但契符不用也ハハハ美饒采觀小借りのハ是宋
の魚袋なりハハハハハ

小の老懸の事

或問上品の老掛もおのれとくくも也故ハこれを小の
さとしハ是も貂としハ歟の尾して作るハ承りま
此通り候哉答曰本草細目よりハ貂鼠大ハハハ
如獺而尾粗なり其毛深ハ寸許とありハハハ尾の長さ
事をハハハ本朝の老懸ハ折之して比々ハ五寸程あり
是をのめると時ハ一尺余もあハハハ然則小ハハハを
貂の尾ハハハハハ推量附會の説ハ眞ハハハ義和按

上品の綾も馬の尾に中真直成をえいひぞらしき
なる須常の尾の中自然とゆきとの間々あり是を取て
見よ小皆真直成の也賢愚ともの小異論なり我々更小
疑ふ一是を小ゆき此證とせん蓋漢制侍中冠金鑄飾
首戴小貂尾を挿むと有是を則直小其尾を取て前小
さくさくと聞くと或御相元禄六年六月二十七日
八幡遷宮此御特近衛の次將とて巻纓老懸にて勤めて
其記録小曰燕尾を巻て貂尾を挿むとさむとさむと
是則貂尾小附會志の本人をり一且日記も後代の
よめあれをやすら成をよれむつり一此記録も覚也
抑本朝老懸を用ゐらる事異朝の貂尾より衣服令
武官 曰皂羅冠皂綾義解云冠紬也とみりり 可謂
紬ハ真の緒なり此心よりありて品をて左右にあて目

おほいふの也故左右近衛門兵衛府用之飾抄曰檢非違
使をあつき老懸を用ゐるをすく見るとり
檢非違使犯人を見る時必是をすく故ふる然ら
老掛とおほいふの者と聞へり 和名抄小老人の説
よりその其謂ふ一又綾の字を用ゐるの文の意
よれむらぬ様あれと久く老懸とよめせ來たり
くやの事和洋のたぐひ多あり

布袴の事

本鏡云頼忠の製 或問布袴據桃紅葉常の袴者下襲指貫是を布
一の人にておほいふ 袴と云着用の事ハ可隨先規也布袴の時ハ無文丸鞆帶
志の御心を 侍りさき奉せさせ 野劔を帶するより 文治三年十月の御記見へり又
袴を折ハ布 布袴小帶劔せさる事もある成と志る ぬきぬ
布の袴と用ゐるは布袴の若ありの 答曰上

古を正しく布袴を用ぬら終然をうつかく
次第に綾きぬふと替て実をうふ指貫を着し
りやう小おほしり西宮記云布袴舊例上下着之近
年諸官人着之檢非違使別當着布袴而近代或以綾絹
為袴未知可否と見たり又布袴小直衣布袴といふ有
常の袍を直衣にかくともくも也凡布袴衣冠のくふ
下衣をもを着し其上小下襲袍を着し候尻束帯
のくしと見たり或人は是を衣冠の備束帯共云由也

半臂の事

或問半臂のよ一説小らむとをほめてよむと云り
蓋源氏清少納言枕草紙ふとよい皆らんといふ
志くれとも猶も川といふ候哉答曰源氏及清少納言枕
草紙のくよあり雅すけ装束抄もらんといふ見たり

拾遺愚草物名和歌や菅枕おもらんといふかきあり
ぬるぬる夜ふ塵はほのらんといふ半臂下かきをあら
られりといふ志のくは言葉をつめて讀りのいあやありとそ

衣服令制用禮服於大嘗會事

或問大嘗會の時諸司悉大忌心ヲホヒカミといふ衣を着し例
なり蓋衣服令云諸臣禮服大祀大嘗會元日則服之といふ
世云大忌心小忌心の神代りの服として大嘗會よ必着之と云り
あくれい合條のいぬあやありめる哉若大忌心小忌心の後の制りて
神代りの服といふりのあやあり成る答云予國史を
くいて衣服の類聚せし比いふ大忌心の文もさやふ
覚へて蓋延喜式よ小忌心の制多見たり此事の盪觸い
深く考され其前後可不可も志く識達の人々尋ぬ
大忌心と小忌心の違ひも大忌心も私の小忌心といひて神祇の人

續日本紀三寶龜
元年三月辛卯宮
井船浮文武主藏
六氏男女二百三十
人供奉歌垣共服
並着青摺細布衣
垂紅長紐云々
新嘗會司供祭
此常公御以下諸
但供奉神事諸
司七十二人下食者

音指後神祇官

公物を用おそ私小調之て着用せり服ありと承りし
多齋戒のあさくぬ心小也

称警蹕の事

唐類聚百六十七卷
子云警蹕曰呼而行
世俗之所富貴也案
者昔教俗作呼非

或問禮記云出警入蹕とあり
或問禮記云出警入蹕とあり
入御の時ハ蹕とソルヤ
出御もソルヤ
警蹕の儀也世俗淺深
開口也又後醍醐院の日中行事
を人同と陪膳只蹕に
奉り及御樂うつ一宮
近仗の出入御入御の御時
異也ソル比御事少や
隨身前声を奏は是又警蹕の儀

明月記 三寛喜二年
七月十一日 御幸今日
今出川之上
源氏名白海云昔ハ
内ノ御リ先
を直リ用心
也也入けの
之の声小
泉死良用
の物小
さ記
むら合

或問禮記云出警入蹕とあり
或問禮記云出警入蹕とあり
入御の時ハ蹕とソルヤ
出御もソルヤ
警蹕の儀也世俗淺深
開口也又後醍醐院の日中行事
を人同と陪膳只蹕に
奉り及御樂うつ一宮
近仗の出入御入御の御時
異也ソル比御事少や
隨身前声を奏は是又警蹕の儀

明月記 三寛喜二年
七月十一日 御幸今日
今出川之上
源氏名白海云昔ハ
内ノ御リ先
を直リ用心
也也入けの
之の声小
泉死良用
の物小
さ記
むら合

七月十九日 今日右衛門督相詰曰久我中納言拜賀の時車副每
警蹕す云出門之時ハ祝令警蹕者定例なり而如
大將大臣每过警蹕人ハ嘲也但公世御先日三位以上者於
所ニ称警蹕由相詰仍不審之間尋申團明寺前関白
之處三位以上於所ニ称警蹕者更非車副警蹕雜色警蹕
事也車副每过警蹕未存知云

六日 戊子 參仁和寺仁和寺法親王向三春日南高倉東有
小社 垣外 其名如何 予答云 號火御子親王云今法皇御宇
時御春日南高倉西里亭 宇治禪院為攝政臣常自北陣
出入公種法師為隨身其北禪院完中侍男寢死 經年
具之後件神子 憑人云我常畏公種前声 因敬彼侍不
令執政参内也 然時ハ警蹕 邪鬼をさすの術と云

弘安禮節題號此事 附 職原鈔題号の事

職原鈔題号の事

職原鈔題号の事

職原鈔題号の事

職原鈔題号の事

職原鈔題号の事

職原鈔題号の事

或同弘安禮節といふ書ハ後宇多院の御世の制撰といひ
又一説小龜山上皇洞中にて定むるなり如何答云龜山
上皇洞中此禮ヲ定むる見ゆの是実説也釋家信班記
見入り所謂信班記ハ伏見院皇子尊圓親王
文和四年依勅定註進せしむるの書あり 志りてを世ハ後宇多
院の勅を奉じて撰集ある書ありとかゆいあやあるもの
此題号弘安禮節と名付し故ある頌按弘安格式
貞觀拾式延喜格式皆制作しし帝の年号を用
わらる既寛平遺戒ハ宇多天皇讓位の後此御記也右儀
其當位の年号稱之志れハ龜山上皇の洞中此禮をのり
豈後宇多院當位年号を題号不取ゆふや是あやありと
いひつゝ抑舊本書寫の職原鈔ハ征夷將軍の篇
少筆を止まり志るに鏤板職原抄親王より侍の篇に至りて
後人偽作して附會せしむ故にあやある事多し中不

云侍といふ古躰あり近日の俗不準して号する所也弘
安禮節ハ五位六位の下北面と名付たりとあやありて此の
侍と稱せざるの證文ハ是をなほりの彼題号のあやあり不
ありて後宇多院の制作と又あやあり故あり義知
侍といふ名目ハ近日の事あり 准后ハおそハ此事志りゆ人々
合國史のを見しことあり
のハ其五位六位の下北面とあるものも是洞中の禮ふれハ
ふり何ぞ當帝の御制作不北面とあるんや凡書を
題号をとる事大事のりなり是ハ習ある事と承りぬ
又事の次を以て彼職原抄といへる題号も又後字あやあり
名付しもの也日本ハ或明職とあり官位抄とあり
是も後ハ名付しものありて不合也そのあやあり感とさる
意を唐宋の職源といふ書ハ諸官をあけて其職掌
を載し准后職原抄ハ諸官の職掌をのせしめて

只任道の旨と後世の上古と志つる事をのめたるの事なり
又親房御自己此題号を名付ぬ事なりとの事なり
あやまれば既跋文よおつて謙辞の事と相應せよ
まは也志つるを辨あつる人證文も亦異説を愚意
子あるを道あるやうな事なりそれ職原抄も亦志つて
志つる其一事を志つるなり試み二條尋て知原記の事

天皇謚号又称号之事

或問天皇の尊号某天皇と謚奉る事なり山陵を築
て葬り奉りし是也後世山陵の事なくして佛者の
葬りし事なり奉りし某院とたゞり奉る事なり又
一説は御踐祚の後大嘗會を執行し奉りし天皇と
たゞり奉りし儀なり某院と謚奉る由申傳り
何以正意とするや答云兩説皆不審也如何と云れり

仁明天皇義和七年
五月丁酉和後天皇
天皇崩後國忌持
前陵中木之文二且
遵遺制以停奉行
焉
見新編國史卷六

嵯峨天皇淳和天皇ハ遺詔小よりて大葬と云り奉り御

骨を嵯峨大原野西山嶺上の山子散りし事と國史小見ふ事と云れ共天皇と

是を稱し奉りし事又宇多帝ハ是法皇の事と云れおひり

あり此御出家なりせまひて仁和寺の御室也同基是なり

然して崩御の御時尤佛者の葬りし事なり宇多

天皇と申奉りし又江次算小あり小冷泉院圓融院花山院

一條院二條院後一條院後朱雀院後冷泉院後三條院

白河院堀河院鳥羽院皆大嘗會を執行し奉りし事なり

皆院号を稱し奉りし事なり志ひて御陵の有無は

佛者の葬りし事なり天皇と稱し奉り大嘗會は

行ふもかきし事院号を申奉る事なり抑院号の事なり

元慶の帝陽成院といひし所は誕生し奉りし故に

陽成院とも陽成天皇とも申奉りし是以て院号

たぐり多ひしを扶桑略記に皆天皇と載れ又職原
鈔のときも或後醍醐の天皇ともいふ或後醍醐院と
いふされしうりあつたといひ其院と謚を奉じしも或ハ
某天皇と申奉りて聊もあやまりありしに
後小太上天皇の尊號定あはれ也
御讓位此

御德號をたぐりし刑號を謚と後の字をくつる事

或同御德の号と所の号と又後の字を付ると如何
桓武天皇以往も其生前の行跡を累て死後の称号不
謚を奉られしとあはれ徳不徳も自謚号不あはれぬ
假令仁明天皇と謚を奉ると武烈天皇と申奉ると知
ぬと又所の号を謚を奉りしと平城嵯峨淳和
の三帝よりあはれ徳不徳と申奉る時ハ人
多御德の号不思へりあはれと是所の号也國史云

安徳天皇者壽永天子之
御是也依御崇後鳥
羽院文治三年丁未四月
廿三日後白河法皇御沙汰
云々

或曾以後陽成院御子奉
謚後水尾院者並前
後序云々
仁明天皇二月十九日
後文德院号一且若後花園
院云々前日諸有勳又
見親長御

淳和院ハ山崩と見へし元此院を橘大皇后嵯峨帝の皇后ナリ
此離宮と云々本朝文粹小くいふと云々此三帝の
後亦或御德の号をたぐり或も刑の号をたぐりし也
仁明文德清和光孝天皇のときた皆御德の号也後世
崇徳院安徳天皇順徳院も御德の号と聞へし此外ハ
皆刑の号と見へし又後の字を加ふるハ後一條院
と云々蓋御德の号不後の字を加へざる也後深草院
後仁明と云々仁明帝山陵深草の里あり
後小松院後光孝と云々光孝帝
山陵仁和寺西松の里あり
後柏原院後桓武と云々桓武帝山陵柏原
後奈良院元正聖武平城帝其外奈良帝と申奉り多し
後水尾院後清和と云々清和帝山陵丹波水尾あり
の證也百三代後花園院と申奉りしハ光不後文德院と
たぐり奉られし諸御評議ありて後小後花園院と

あつたもあつた也又近く後西院と申奉りしを後淳和院と申奉る御とち小や忘れれとも御徳の号小あつた何ぞ淳和院と申奉りても難あつた記とをいふ所の淳和院を今の西院とす所小あつた故小或人云此所号をたつたふふ屋敷小後西院院と院の字をかき取てたつたふふ屋敷小あつたやと申せしをたつたふふ屋敷小とを猶あつたふふりとも承りし又光嚴院光明院崇光院稱光院と申奉る御徳の号小似て徳の号小あつた故小後光嚴院後崇光院後花園院御父但非継躰伏見殿家の二祖あり益後光明院と近比の各帝小おとす南朝奉補之然るを光明の文字小よりたつたふふかくのよき諡とす陽成帝依不徳推命遜位はたつたふふあつたふふ人として見ゆ是より先慶長の帝を後陽成院と諡と奉りしも御事小や

寛永六年 初秋索彼是之間粗答之

引用和書目録 次第不同

日本書紀	續日本紀	續日本後紀	三代實録
令	延喜式	公卿補任	本朝文粹
西宮記	行成記 <small>攝或記</small>	江家次第	台記
世俗淺深秘鈔	官職秘鈔	源氏物語	枕草紙
拾遺愚草	雅亮裝束鈔	飾鈔	管見記
弘安禮節	日中行事	釋家官班記	桃花葉葉
梁塵愚鈔	薩戒記	扶桑略記	職原鈔 <small>舊本新本</small>
宣命記	裝束鈔		

宣命 延享二年 黄鐘十日乞宮重氏本寫之畢

橘英柄 花押

右一冊以

嘉樹先生本謹而令書寫之者

寬政二年十一月十五日

皆川美雅

此一冊皆川美雅授與焉

島田將常 花押

寬政三年春三月上浣

同四年六月廿二日再從島田將常借需之

模寫畢

皆川美雅

